

回答書

2019年度課題別研修「包摂的な農地行政と保有権改善」コース研修委託業務（筑波センター）（公示日：2019年10月28日）について、配布しました業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	別紙1 頁6	4. 研修委託業務内容	「なお、「2. 研修概要」の「(9)プログラム内容」の「2)本邦プログラム」のうち、下記項目の講師選定・確保は、JICA 筑波が行う。」とあり、係る講義の日数と昨年度の日程が記載されているが、実施順序、位置づけも昨年と同様の日程を想定しているでしょうか。 例：)「国際的な潮流」、「途上国の農地政策・制度の事例」、「投資による土地収用と住民の権利保全（補償）（環境社会配慮）」（3.0日）は研修第二週目の（水）～（金）を想定しているでしょうか	実施順序や実施日（研修全体スケジュールにおける設置位置）について、昨年度と同様を想定していますが、ご提案に応じて、変更することは可能です。
2	別紙1 頁6	4. (1)「日本の農地に関する政策・制度・運用」のうち	「土地登記制度（0.5日）（2018年度コース日程表：2/24日本の土地登記の歴史」講師を想定）」とあるが、これは2018年度コースの1/28に実施されたものを意味するのでしょうか。	ご理解のとおりです。「2/24」は「1/28」の誤りです。訂正してお詫びいたします。
3	配布資料、 2018年度コース日程表	研修第二週目の月曜日	2020年2月24日（月）は祝日となっているが、研修実施予定でしょうか。	研修実施予定です。
4	配布資料、 2018年度コース日程表	1/29（火）	2018年度には、小山市への視察・講義が実施されているが、2019年度も同様に小山市（又は、他の市町村等）の視察・講義をJICA側が計画・実施するのでしょうか。	JICAが講師選定・確保するプログラムは、指示書の別紙1「4. 研修委託業務内容」に記載されている項目となりますため、小山市（又は、他の市町村等）の視察・講義はJICA側は計画・実施いたしません。 ただし、小山市の視察・講義を計画する場合には、先方の担当者等、ご紹介可能です。

以上